

令和 6 年度 事業計画

社会福祉
法人 芦別市社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

1 運営の基本

社会環境、経済環境が変化する中で、人口の減少・少子高齢化の傾向は更に進展しており、地域の支え合いの必要性は、住民生活を維持する上でもますます高まっています。

昨年度から、新型コロナウィルスの感染については、感染症5類に分類され個人の行動制限も大幅に緩和され、通常の日常生活に戻りつつある中、依然として、インフルエンザを含め、種々の感染症の発生は続いている。

更に過去3年間に及ぶコロナ禍の影響により福祉活動の停滞が地域の高齢者を含め孤立化を招く結果となり、今後の活動に課題を残しています。

今年度においては、自然災害の対応や種々の感染症予防を含め、工夫をしながら日常活動の活性化を進めることができます。

このような状況下において、地域住民が抱えている多様なニーズを受け止め、解決に向けた体制の強化と支援の基盤整備を進め、安心、安全に暮らすことのできる社会づくりに取組むことが重要となります。

社会福祉協議会は、社会福祉法に示されているとおり「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として今後とも幅広く地域福祉を推進するため各種事業を円滑かつ適切に運営していく必要があります。

昨年度は、地域福祉推進の具体的指針として策定された「第5期地域福祉実践計画」（令和3～令和7年度）の中間評価の年度に当たり3年間の活動の評価を行なったところですが、評価に基づき、活動が低調だった部分の問題点を分析し、さらに芦別市の福祉関係諸計画との整合性を図りながら、新たな地域のニーズに応えることができるよう努めるとともに北海道社会福祉協議会や空知管内各社協並びに行政機関との連携を深め、地域住民に対する社協理解の促進や地域活動への参画など住民主体の活動を支援し、「地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくり」をめざして、関係諸団体や関係者とも協力し効果的な活動を進めてまいります。

また、引き続き芦別市及び北海道社会福祉協議会との協定に基づく災害時の対応や災害ボランティアの受け入れに関する体制を整備し、地域における研修会や集会で新型コロナウィルス等の感染症の予防を徹底し、日常生活が円滑に行えるよう、関係機関と連携し、訪問介護を含め各事業を進めてまいります。

2 基本目標

社協の活動が地域に理解され受け入れられることが大切であり、基本目標を「このまちに住んでいてよかったと誰もが思える福祉のまちづくり」といたします。

今後、更に人口総数の減少や高齢化が進み、高齢者のみの世帯・ひとりぐらし高齢者世帯の増加が予測されることから、住んでいる人たちが、それぞれに応じた力を出し合って「生きていてよかった、住んでいてよかった」と実感できるようにするために、この地に住む人々の自立性の高まりや相互の支援強化を醸成できるよう支援し、サービスの質的向上を図ってまいります。

3 重点項目

運営の基本及び基本目標に基づき芦別市社会福祉協議会の使命を達成するための重点項目を次のとおりといたします。

(1) 地域支え合い体制づくりの推進

すべての高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるように地域全体で見守り支えあう仕組みを作るため、「高齢者ふれあいサロン普及推進事業」、「認知症サポーター養成・活動支援事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症地域支援・ケア向上事業」の4事業を包括した地域支え合い体制づくり推進事業を継続的に進めます。

また、現在、配置している生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を維持し、チームオレンジによる活動を構築し、住民が主体となって地域福祉活動を広げる支援体制づくりを推進します。

(2) 災害時に備えた組織体制の整備

全国各地で自然災害が頻発していることから、芦別市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」及び北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」に基づき、災害に備える災害ボランティアセンターの設置・運営や関係機関との連携強化を図ります。

(3) ボランティアセンターの機能強化

組織化され活動を展開しているボランティアの活動を支援するとともに、市内のボランティア活動が更に充実したものになるよう新たな担い手を養成する研修会を企画するなどボランティアセンターの機能強化に努めます。

また、困りごとに対するニーズを把握し、地域に住む人々が安心して生活できる支援のあり方を研究し、生活支援おもいやりサポーターを中心とした地域支え合いの仕組みづくりに努めます。

(4) 第5期地域福祉実践計画策定・評価委員会の中間評価に基づく地域福祉活動の推進

地域福祉実践計画策定・評価委員会の第4期地域福祉実践計画の評価結果を踏まえ、第5期地域福祉実践計画で設定した目標により、3年間の活動の評価を行った結果に基づき、コロナ等の理由により、活動が低調だった部分の活性化を図り、更に地域住民との協働を進め、地域福祉活動の推進に努めます。

(5) 訪問介護サービスの適正な提供

ホームヘルパーの資質向上を図り、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、各種の感染防止に留意し、訪問介護を含めた在宅サービス活動の低下によ

る利用者の利便性が損なわれることがないよう留意し、介護保険法・障害者総合支援法等に基づき適正なサービスの提供に努めます。

(6) 特定相談支援事業所の体制強化

障がい者の意思を尊重した様々な相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援等を適切に行う体制を強化します。

また、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、サービス担当者の資質の向上を目指し、特定相談支援事業所の適正な運営に努めます。

(7) 組織基盤の強化

事務局体制の一層の充実と強化を図り、職員の資質の向上を図りながら関係機関・団体との連携や緊密化を進めます。

また、社会福祉法人制度改革に対応した事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を図り、コンプライアンスを重視した組織基盤の強化に努めます。

4 事業項目

重点項目による具体的な事業項目を次のとおりといたします。

(1) 生活援護事業

- ア 生活福祉資金の相談対応
- イ 一時援護資金の相談対応・貸付
- ウ 歳末たすけあい見舞金贈呈（低所得者世帯）
- エ 災害見舞金贈呈事業
- オ 生活福祉資金調査委員会の設置・開催
- カ 生活困窮者緊急支援事業

(2) 高齢者福祉事業

- ア 高齢者福祉大運動会の開催（アフターコロナに適した競技の採用を検討・実施）
- イ ひとりぐらし高齢者支援事業
- ウ 高齢者健康コンクールの実施
- エ 歳末たすけあい見舞金贈呈（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者）
- オ 杖の贈呈事業

(3) 母子・児童福祉事業

- ア 一日里親会の実施
- イ 歳末たすけあい見舞金贈呈（特別支援学級児童・生徒）
- ウ 住民主体による「子育てサロン」の開催の運営協力

エ 子育てサークルへの活動支援

(4) 障がい者福祉事業

- ア 障がい者福祉団体への運営費助成
- イ ふれあい広場事業の在り方についての検討
- ウ 手話通訳者派遣事業
- エ 歳末たすけあい見舞金贈呈（在宅重度心身障がい者）
- オ 特定相談支援事業の推進

(5) 地域福祉・在宅福祉事業

- ア 在宅福祉サービス事業
- イ 除排雪に係る各機関・団体との連絡調整
- ウ 給食サービス事業
- エ 心配ごと相談事業
- オ 高齢者ふれあいサロン普及推進事業の推進並びに開設促進
- カ 認知症サポーター養成・活動支援事業
- キ 生活支援サービスの推進
- ク 日常生活自立支援事業の推進
- ケ 町内会・民生委員児童委員との連携
- コ 住民懇談会の開催
- サ 住民に対する福祉に関する意識調査の実施
- シ 社協事業（地域福祉事業・介護保険事業）からニーズ把握と情報共有

(6) ボランティアセンター運営事業

- ア ボランティアセンターの運営・登録・需給・調整の推進
- イ 学童・生徒ボランティア活動普及事業
- ウ ボランティア講座の開催
- エ 総合的な学習の時間（福祉体験）への協力
- オ ボランティアセンターだより「すこやか」の発行
- カ ボランティア活動団体の結成促進と活動支援
- キ 生活支援おもいやりサポーターの養成

(7) 指定管理者制度に基づく芦別市総合福祉センター管理運営事業

(8) 居宅介護等事業

- ア 介護保険法に基づく訪問介護サービス事業の経営
- イ 介護保険法に基づく介護予防訪問介護相当サービス事業の経営
- ウ 障害者総合支援法に基づく障がい者（児）等の障害福祉サービス事業の経営
- エ 外出介護支援員派遣事業の受託

- オ サービス自己評価の推進
- カ 相談支援専門員の資格更新・維持
- キ BCP の研修実施

(9) 団体事務局事業

- ア 芦別市共同募金委員会事務局の運営
- イ 芦別市町内会連合会事務局の運営
- ウ 芦別市民生委員児童委員協議会事務局の運営
- エ 芦別市老人クラブ連合会事務局の運営
- オ 芦別地区保護司会事務局の運営
- カ 芦別市身体障害者福祉協会事務局の運営
- キ 芦別市手をつなぐ育成会事務局の運営
- ク 芦別市遺族会事務局の運営

(10) 芦別市総合福祉センター多目的室の活用

- ア 生活支援体制整備事業
- イ 認知症地域支援・ケア向上事業
- ウ 認知症カフェ「いきがい」の運営

(11) 災害時に備えた組織体制の整備

- ア 災害ボランティアセンターの設置・運営
- イ 災害時対応マニュアルの作成
- ウ 被災地社協運営支援体制の整備
- エ 福祉避難所の運営協力

(12) その他の事業

- ア 広報紙「社協だより」の充実強化
- イ 社協ホームページの充実強化
- ウ 共同募金委員会との連携による共同募金の理解促進
- エ 会員会費制度の充実と加入率の向上
- オ 社協理解の促進による愛情銀行預託金の確保
- カ 福祉関係団体の連絡調整事業
- キ 関係団体との連携強化
- ク 関係機関とのネットワーク会議への参画
- ケ 消費者被害防止ネットワークの整備
- コ 社協職員職場内研修の実施
(パワハラ、セクハラ、ストレステスト等に係る研修の実施)
- サ 社協出前講座の実施
- シ 介護保険事業経営状況の理解普及
- ス 委員会の充実

- セ 行政の福祉計画策定への参画
- ソ 制度・政策への提言機能の強化
- タ 理事・評議員の役割の明確化と機能強化
- チ 法令遵守・リスクマネジメントに係る規程整備
- ツ 資格取得促進による専門職の確保と養成
- テ 新型コロナウィルス等の感染防止対策の徹底